

ケース③ 所得者本人の給与収入が500万円、配偶者の給与収入が200万円かつ年齢70歳未満の場合

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)			(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所		



◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

2 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1 **3,460,000**円 判定 900万円以下 (A) 900万円超950万円以下 (B) 950万円超1,000万円以下 (C) 区分 I **A** (左のA~Cを記載)

4 配偶者 (フリガナ) 氏名 **明・大 昭・平** 個人番号 **900000000000000000** 生年月日 **1950年 10月 10日** 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 **1,220,000**円

判定 38万円以下かつ年齢70歳以上 (昭24.1.1以前生) ① 38万円以下かつ年齢70歳未満 ② 38万円超85万円以下 ③ 85万円超123万円以下 ④

区分 II **④** (左の①~④を記載)

合計所得金額の見積額の計算表	1				3			
	所得の種類	収入金額等②	必要経費等③	所得金額(②-③)	所得の種類	収入金額等②	必要経費等③	所得金額(②-③)
あなたの合計所得金額(見積額)	給与所得(1)	5,000,000円		3,460,000円 (注)	配偶者の合計所得金額(見積額)	給与所得(1)		1,220,000円 (注)
	事業所得(2)			給与と所得の計算式より 5,000,000/4×3.2=540,000		事業所得(2)		給与と所得の計算式より 2,000,000/4×2.8=180,000
	雑所得(3)					雑所得(3)		
	配当所得(4)					配当所得(4)		
	不動産所得(5)					不動産所得(5)		
	退職所得(6)		(退職所得控除額)	(②-③)×1/2又は(②-③)		退職所得(6)		(退職所得控除額)
	(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)		(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額 円)
	(1)~(7)の合計額			3,460,000	(1)~(7)の合計額			1,220,000

(注) 給与と所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

1、2より
区分IはA→

控除額の計算	区分 I	区分 II										
		①	②	③	④ (*2の見積額を参照してください。)							
					85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除		配偶者特別控除								

6. 左表の重なった部分

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円
30,000	円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

3、4より
区分IIは④

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。